

岩手県農業振興地域整備基本方針

令和8年3月 変更

岩 手 県

| | |
|---------------------------------------------------------------|-----|
| はじめに | 1p |
| 第1 県面積目標その他の農用地等の確保に関する事項 | 2p |
| 1 県面積目標その他の農用地等の確保の基本的考え方 | 2p |
| 2 諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進 | 3p |
| 3 農業上の土地利用の基本的方向 | 5p |
| 第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項 | 8p |
| 第3 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項 | 12p |
| 1 農業生産基盤の整備及び開発の方向 | 12p |
| 2 広域振興圏別の構想 | 12p |
| 第4 農用地等の保全に関する事項 | 14p |
| 1 農用地等の保全の方向 | 14p |
| 2 農用地等の保全のための事業 | 14p |
| 3 農用地等の保全のための活動 | 15p |
| 第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項 | 17p |
| 1 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向 | 17p |
| 2 広域振興圏別の構想 | 17p |
| 第6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項 | 20p |
| 1 重点作物別の構想 | 20p |
| 2 広域施設整備の構想 | 22p |
| 第7 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項 | 23p |
| 1 農業を担うべき者の育成及び確保のための取組の方向 | 23p |
| 2 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備 | 23p |
| 3 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動 | 24p |
| 第8 農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項 | 25p |
| 1 農業就業者の安定的な就業の促進の目標 | 25p |
| 2 農村地域における就業機会の確保のための構想 | 25p |
| 第9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項 | 26p |
| 1 生活環境施設の整備の必要性 | 26p |
| 2 生活環境施設の整備の構想 | 26p |

はじめに

「岩手県農業振興地域整備基本方針」（以下「基本方針」という。）は、本県農業の振興を図るべき地域を明らかにし、土地の有効利用と農業の近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき策定しているものである。

令和7年6月、国が定める「農用地等の確保等に関する基本指針」が変更されたことから、法第5条第1項の規定により、基本指針の趣旨に基づいて、令和17年の農用地区域内において確保すべき農用地の面積の目標を設定するなど基本方針を変更することとした。

本県の農業は、地域経済を支える基幹産業の一つであり、持続的な発展を図っていくことが重要である。

また、本県では、産地の核となる担い手を中心として、小規模・兼業農家など、多くの農家が生産活動に関わりながら、農業が地域経済を支えているという実態にあることから、多様な農家が参画した農業生産や地域活動の活発化を通じて、活力ある農業・農村を実現していくことが重要である。

しかしながら、農業従事者の減少や高齢化、荒廃農地の増加等の様々な課題が顕在化してきており、このような状況に対処するため、県では平成31年3月に策定した「いわて県民計画(2019～2028)」の「長期ビジョン」において、次の4つを農林水産業分野における政策項目に掲げるとともに、令和5年3月に策定した「第2期アクションプラン」において県が取り組む具体的な推進方策等を定め、取組を進めることとしている。

- 1 意欲と能力のある経営体を育成し、農林水産業の振興を図ります
- 2 収益力の高い「食料・木材供給基地」をつくります
- 3 農林水産物の付加価値を高め、販路を広げます
- 4 一人ひとりに合った暮らし方ができる農山漁村をつくります

第1 県面積目標その他の農用地等の確保に関する事項

1 県面積目標その他の農用地等の確保の基本的考え方

(1) 優良農地の維持・保全

農地は、農業生産にとって最も基礎的な資源であり、農地の確保と有効利用は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など農村で農業生産活動が行われることにより生じる多面的機能（以下「多面的機能」という。）の適切な発揮を図る上でも必要である。

したがって、集团的に存在する農地や農業生産基盤整備事業等の対象地等の優良な農地については、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号。以下「法」という。)に基づき、農用地区域として設定するとともに、当該農地を良好な状態で維持・保全し、かつ、その有効利用を図る。

(2) 農業振興地域制度の適切な運用

県は農業振興地域整備基本方針を、市町村は農業振興地域整備計画を主体的に策定・管理するとともに、「農用地等の確保等に関する基本指針」（令和7年6月27日農林水産大臣変更・公表）に基づき、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立に向けて必要な農用地等の確保を図るため、農業振興地域制度を主体的かつ効果的に運用する必要がある。

特に、農業振興施策を計画的かつ集中的に実施する一方で、転用を原則として認めない区域である農用地区域については、今後とも、農用地等をできるだけ保全・確保することを旨として、編入要件を満たす農地の積極的な編入や除外の抑制等の取組を通じ、農用地区域に係る制度の適切な運用を図る。

(3) 県面積目標

ア 県面積目標年及び目標設定の基準年

本県の面積目標年は、令和17年とし、目標設定の基準年は令和5年とする。

イ 目標設定の基準年の農用地区域内農地の面積

本県の令和5年における農用地区域内の農地の面積は、147,374ヘクタールとなっている。

ウ これまで（基準年までの4年間）のすう勢が今後も継続した場合における目標年までの農用地区域内農地の面積の減少

最近年のすう勢が今後も同様に継続し、農地以外の用途に供するための農用地区域からの農地の除外や荒廃農地の発生により農用地区域内農地面積が減少した場合の令和17年時点の農地面積は144,382ヘクタールとなり、令和5年と比較し、2,992ヘクタールの減少となる。

エ 目標年までの集团的に存在する農用地等の農用地区域への編入促進

農業振興地域における農用地区域以外の地域（農振白地地域）の農地のうち、法第10条第3項各号に掲げるものについて、農用地区域への編入を積極的に促進することにより、集团的に存在する農地であって一定の要件を備えたものの相当部分の面積を農用地区域に編入する。

また、農業の生産条件の不利を補正するための中山間地域等における支援、地域・集落における農地保全に関する共同活動への支援及び農業生産基盤整備事業

等の施策の推進により農用地区域へ編入する。

オ 目標年までの荒廃農地の発生防止

荒廃農地の発生を防止するため、農地中間管理機構を通じた農業の担い手への農地利用の集積・集約化の加速化及び農業生産基盤の整備による良好な営農条件の確保等の取組等の推進を図る。

カ 目標年までの荒廃農地の解消

荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の結果、抜根、整地、区画整理、客土等により、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれるとされた農用地区域内の荒廃農地については、多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度による共同活動への支援、農地中間管理機構を通じた農業の担い手への農地利用の集積・集約化の加速化、農業生産基盤整備の効果的な活用その他の関連施策により解消を図る。

キ 目標年までの確保すべき農用地の面積として各都道府県において独自に考慮すべき事由

市町村の定める農業振興地域整備計画に関する基礎調査の実施により、農用地区域への設定要件を満たさない農地面積の減少等を独自に考慮すべき事由とする。

ク 県面積目標

新たな基本方針における令和 17 年時点の農用地区域内農地の面積目標は、すう勢によれば、令和 5 年現在の 147,374 ヘクタールから、令和 17 年には、農地転用目的による農用地区域からの除外・転用や荒廃農地の発生により 2,992 ヘクタール減少し、さらに、市町村の定める農業振興地域整備計画に関する基礎調査の実施による農用地区域からの除外等により 2,024 ヘクタール減少し、142,358 ヘクタールと見込まれるところであるが、農用地区域への編入の促進、荒廃農地の発生防止及び解消の効果を織り込むことにより、146,263 ヘクタールとする。

2 諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進

本県においては、農用地等の確保のため、次の取組を推進する。

(1) 農地の保全・有効利用

農地を保全し、その有効利用を促進することにより、荒廃農地の発生を防止する。具体的な施策は次のとおりである。

ア 農地の保全

多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度による共同活動、地域ぐるみの話し合いにより策定した土地利用構想の実現に必要な活動経費、農村型地域運営組織（農村RMO）の形成を通じた農地保全の取組を支援する。

また、農地や農業用施設を災害から守るため、ため池等の農業水利施設の防災機能を強化するとともに、適正な保全管理に努める。

イ 農地の集積・集約化

基盤整備を契機に農地の集積・集約化を促進するとともに、県域5機関からなる県地域計画推進協議会や広域振興局農政担当部・農林振興センター単位の地方協議会を設置し、地域計画に基づく農業の担い手への農地の集積・集約化等の取

組支援や地域計画の実現とブラッシュアップを重点的に支援するモデル地区の設置、農地利用最適化推進委員の活動等によるそれぞれの地域における農地利用調整活動の促進等により、農地の効率的な利用を図る。

ウ 中山間地域対策

中山間地域等において、荒廃農地の発生を防止し、農地の多面的機能を確保する観点から、継続的な農業生産活動等を行う農業者や集落等に対して、中山間地域等直接支払制度により支援する。

また、地域のニーズに合わせたきめ細かな基盤整備を推進する。

エ 荒廃農地の発生防止、解消等

地域計画に基づく農業の担い手への農地の集積・集約化、農地法（昭和27年法律第229号）に基づく遊休農地に関する措置、荒廃農地の解消活動への支援等により、農地の保全、荒廃農地の発生防止・解消・有効活用を推進する。

オ その他

水田フル活用による麦や大豆、野菜等の転換作物の作付拡大を図るとともに、新規就農者に対する農地情報の提供、市民農園の設置等の施策を進める。

(2) 農業生産基盤の整備

本県の多彩な立地条件を生かした生産性の高い農業を展開し、需要動向に即応した作目再編を推進するため、農業生産基盤を整備する。その際、現状が農用地区域外の土地であっても当該土地を含めて整備を行うことが適当と認められるものについては、当該土地を積極的に農用地区域に編入するものとする。

ア 農地の総合整備

(ア) 地域計画と連携し、スマート農業技術の導入や農地の集積・集約化に向けた農地の大区画化、管理作業の省力化に資する整備、情報通信環境の整備、国内の需要等も踏まえた水田の汎用化・畑地化、畑地整備等の農業生産基盤の整備を進める。

また、水土里ビジョンの仕組みも活用しつつ、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減、維持管理の効率化・高度化、施設の補修・更新や管理に係る費用・労力の抑制を図る等、農業水利施設の戦略的な保全管理を推進する。

(イ) 生産条件が不利な中山間地域において、多様な経営体が安定して営農できるよう、畦畔除去による区画拡大や等高線に沿った区画整理、地域の整備ニーズに応じた暗渠排水や用排水施設整備など必要工種の選択などにより、農作業の効率化や維持管理作業の省力化に向けた、きめ細かな基盤整備を推進する。

(ウ) 畑作の生産、流通条件の改善を図るため、区画整理、畑地かんがい施設や農道等の総合的な整備を推進し、収益力の高い産地づくりを進める。

イ 農業用水の確保と水利施設の整備

農業用水の安定供給に向けた農業水利施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る保全管理を推進する。

(3) 非農業的土地需要への対応

非農業的土地需要へ対応するための農地転用を伴う農用地区域からの農地の除外については、農用地区域内農地の確保を基本とした、より適切かつ厳格な運用を図

ることとし、市町村の振興に関する計画や都市計画など他の土地利用計画との調整を図り、計画的な土地利用の確保に努めるものとする。この場合、農業振興地域整備計画については、計画的な実施が重要であり、その変更は、原則として、おおむね5年ごとに法第12条の2の規定により実施する基礎調査等に基づき行うものとする。

(4) 公用施設又は公共用施設の整備との調整

県及び市町村が農用地区域内にある土地を公用施設又は公共用施設の用に供するため、農用地利用計画の変更が必要となる場合には、農用地利用計画の尊重と農用地区域内における土地の農業上の利用の確保という法第1条の2第3項に規定される地方公共団体の責務に鑑み、法第13条第2項に規定する農用地区域の変更の要件を満たすよう努めるものとする。

(5) 農用地等の面積や土地利用に関する現況の適切な把握

法第12条の2の規定に基づく基礎調査を適切に実施するとともに、農用地利用計画に係る平面図の作成にデジタル地図を用いるなど、デジタル化の積極的な推進等により、農用地等の面積や土地利用に関する現況を適切に把握するものとする。

(6) 交換分合制度の活用

市町村における農業振興地域内にある土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意しつつ、農用地の集団化その他農業経営の基盤強化を図るため、農用地区域内の土地の農業上の利用を確保するため農用地利用計画の変更を行うに当たって、当該変更に係る土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者等の意向を踏まえ、法第13条の2に規定する交換分合制度を活用するものとする。

(7) 推進体制の確立等

農業振興地域整備基本方針の変更、農業振興地域整備計画の策定・変更に当たっては、地域の振興に関する計画との調和など、制度の円滑かつ適正な運用を図ることとし、関係部局間の連絡調整体制を整備するとともに、県においては、農林業団体、岩手県都市計画審議会、市長会、町村会、商工会議所連合会、商工会連合会、中小企業団体連合会その他の県の関係団体を代表する者から、市町村においては、関係農業団体、商工会議所、商工会その他市町村の関係団体及び集落の代表者から必要に応じて幅広く意見を求めるものとする。

3 農業上の土地利用の基本的方向

本県は、平地地帯から中山間地域まで農地が広がり、立地特性も異なることから、それぞれの地域の立地条件に応じた農業の展開を図るものとし、関係者の理解や合意形成を図りながら、効率的かつ合理的な土地利用を進めるものとする。

広域振興圏別の基本的方向は次のとおりとする。

(1) 県央広域振興圏

(重点施策)

「米・園芸・畜産のバランスがとれた農業の持続的発展と活力のある農村づくりを進める」

(基本方向)

- ・ 経営規模の拡大、労働生産性の向上及び農畜産物の高付加価値化等により所得の向上を図るとともに、働きやすい環境づくりを推進し、若者の就農機会の拡大や女性の積極的な経営参画を促進する。
- ・ 省力・高品質生産を実現するスマート農業やデータ駆動型農業、経営改善につながる国際水準GAPの実施を推進するとともに、生産基盤の維持・保全、スマート農業に対応可能なほ場整備を計画的に推進することにより、持続可能な農業生産活動を推進し、安全安心で競争力のある産地づくりを進める。
- ・ 担い手と地域住民など多様な主体の連携・協働による農村資源の維持保全に向けた取組を支援するとともに、農村資源の魅力を生かした農村ビジネスを支援する。

(2) 県南広域振興圏

(重点施策)

「企業の経営体を中心となった収益性の高い産地の形成と協働・連携による農村地域の活性化を進める」

(基本方向)

- ・ 地域農業をけん引する企業の経営体を育成するため、地域の中核となる経営体の経営力の向上や集落営農組織の法人化等を促進するとともに、農業従事者の減少等に対応したスマート農業技術の普及に取り組み、農業DXの推進を図る。
引き続き、ほ場整備等を契機として、農地の集積・集約化などによる効率的な地域営農体制の構築を支援するほか、将来の産地を担う新規就農者の確保・定着を図る。
- ・ 収益性が高く競争力のある産地形成に向けて、県オリジナル水稻新品種のブランド力強化や、園芸・畜産の経営規模の拡大、労働力の安定確保等を図るとともに、安全・安心で高品質な農畜産物の生産や一層の高付加価値化に向けた6次産業化等の取組を促進する。
- ・ 農村地域におけるいきいきとした暮らしの継承に向けて、地域ビジョンによる実践活動の活発化や、農村型地域運営組織（農村RMO）等の育成を図るとともに、都市住民等との交流など、農村資源の保全や活用による地域づくりの取組を促進する。
- ・ ほ場整備地区等において、スマート農業技術の導入などにより、たまねぎやばれいしょなどの土地利用野菜の作付拡大の取組を推進する。

(3) 沿岸広域振興圏

(重点施策)

「地域特性を生かした生産性・収益性の高い農業を盛んにする」

(基本方向)

- ・ 地域農業をけん引する経営体や再生農地における営農組織の育成、新規就農者の確保などに取り組む。
- ・ 食料安全保障に対する意識の高まりや資材・飼料等の価格高騰による経営への影響を踏まえ、園芸産地の振興や高品質な畜産物の安定生産・供給に向け

た取組を進めるとともに、鳥獣被害防止対策を強化し、地域特性を生かした農畜産物の産地力の向上を推進する。

- ・ 6次産業化の取組、産地直売施設の誘客力の向上、地域資源の発掘・活用などの集落活動を支援する。
- ・ 沿岸部の夏季冷涼・冬季温暖で積雪の少ない気候特性を生かし、高性能機械の導入などにより、ブロッコリーなどの土地利用野菜の作付拡大と収量向上の取組を推進する。
- ・ 高度環境制御技術を活用した周年や長期どり作型の導入により、施設野菜の生産性向上の取組を推進するとともに、大規模な園芸施設の企業誘致に向け、推進体制の構築や誘致活動等に取り組む。

(4) 県北広域振興圏

(重点施策)

「北いわての農畜産物のブランドを確立し、多様なスタイルでいきいきと暮らせる農村をつくる」

(基本方向)

- ・ 経営感覚に優れた経営体の確保・育成に向け、地域農業の中心となる経営体の経営力の向上や経営基盤の強化を促進するとともに、次代を担う新規就農者の定着に向けた支援に取り組む。
- ・ 収益性が高く持続可能な農業を実現するため、革新的な技術の導入や特色ある農畜産物のブランド化の促進などに取り組む。
- ・ 高齢化や人口減少が進んでいる農村地域の活性化を図るため、住民による地域活動や、交流人口を拡大する取組を促進する。
- ・ 畑作への高性能機械及びスマート農業技術の導入などにより、キャベツやレタスなどの生産性向上の取組を推進する。

第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項

法第3条の2の規定により農林水産大臣が定めた、「農用地等の確保等に関する基本指針」に基づき農業振興地域の指定を相当とする地域は次のとおりである。

(指定予定地域)

| 広域振興圏名 | 指定予定地域名 | 指定予定地域の範囲 | 指定予定地域の規模(ha) |
|---------|-----------------|-------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| 県央広域振興圏 | 盛岡地域 (盛岡市) | 盛岡市のうち、都市計画法の市街化区域及び国立の試験研究機関等並びに農用地として利用できない規模の大きな森林を除く区域 | 総面積 43,238 (農用地面積) 10,139 |
| | 八幡平地域 (八幡平市) | 八幡平市のうち、都市計画法の用途地域及び国立公園の特別保護地区並びに農用地として利用できない規模の大きな森林等を除く区域 | 総面積 38,550 (農用地面積) 10,778 |
| | 滝沢地域 (滝沢市) | 滝沢市のうち、都市計画法の市街化区域及び国立公園の特別保護地区、国立の試験研究機関等並びに農用地として利用できない規模の大きな森林等を除く区域 | 総面積 7,184 (農用地面積) 3,935 |
| | 雫石地域 (雫石町) | 雫石町のうち、都市計画法の用途地域及び国立公園の特別保護地区、国立の試験研究機関等並びに農用地として利用できない規模の大きな森林を除く区域 | 総面積 13,979 (農用地面積) 5,733 |
| | 葛巻地域 (葛巻町) | 葛巻町のうち、農用地として利用できない規模の大きな森林を除く区域 | 総面積 29,252 (農用地面積) 4,230 |
| | 岩手地域 (岩手町) | 岩手町のうち、都市計画法の用途地域及び農用地として利用できない規模の大きな森林を除く区域 | 総面積 15,835 (農用地面積) 5,101 |
| | 紫波地域 (紫波町) | 紫波町のうち、都市計画法の用途地域及び農用地として利用できない規模の大きな森林を除く区域 | 総面積 15,838 (農用地面積) 5,834 |
| | 矢巾地域 (矢巾町) | 矢巾町のうち、都市計画法の市街化区域及び農用地として利用できない規模の大きな森林を除く区域 | 総面積 4,933 (農用地面積) 2,903 |
| | 県央広域振興圏合計 | | 総面積 168,809 (農用地面積) 48,653 |
| 県南広域振興圏 | 花巻地域 (花巻市) | 花巻市のうち、都市計画法の用途地域及び国立公園の特別保護地区並びに農用地として利用できない規模の大きな森林を除く区域 | 総面積 43,718 (農用地面積) 15,737 |
| | 北上市地域 (北上市) | 北上市のうち、都市計画法の用途地域及び農用地として利用できない規模の大きな森林を除く区域 | 総面積 22,802 (農用地面積) 9,635 |

| 広域振興 圏名 | 指定予定 地域名 | 指定予定地域の範囲 | 指定予定 地域の規模(ha) |
|-------------|-------------------|--------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| | 遠野地域 (遠野市) | 遠野市のうち、都市計画法の用途地域及び国立公園の特別保護地区並びに農用地として利用できない規模の大きな森林を除く区域 | 総面積 42,869 (農用地面積) 8,494 |
| | 一関地域 (一関市) | 一関市のうち、都市計画法の用途地域及び国立公園の特別保護地区並びに農用地として利用できない規模の大きな森林を除く区域 | 総面積 90,266 (農用地面積) 21,430 |
| | 奥州地域 (奥州市) | 奥州市のうち、都市計画法の用途地域及び農用地として利用できない規模の大きな森林を除く区域 | 総面積 61,689 (農用地面積) 23,104 |
| | 西和賀地域 (西和賀町) | 西和賀町のうち、農用地として利用できない規模の大きな森林等を除く区域 | 総面積 13,933 (農用地面積) 2,822 |
| | 金ヶ崎地域 (金ヶ崎町) | 金ヶ崎町のうち、都市計画法の用途地域及び農用地として利用できない規模の大きな森林を除く区域 | 総面積 12,983 (農用地面積) 4,823 |
| | 平泉地域 (平泉町) | 平泉町のうち、都市計画法の用途地域及び農用地として利用できない規模の大きな森林を除く区域 | 総面積 5,135 (農用地面積) 1,488 |
| | 県南広域振興 圏合計 | | 総面積 293,395 (農用地面積) 87,533 |
| 沿岸広域 振興圏 | 宮古地域 (宮古市) | 宮古市のうち、都市計画法の用途地域及び国立公園の特別保護地区並びに農用地として利用できない規模の大きな森林を除く区域 | 総面積 44,661 (農用地面積) 4,265 |
| | 大船渡地域 (大船渡市) | 大船渡市のうち、都市計画法の用途地域及び農用地として利用できない規模の大きな森林を除く区域 | 総面積 6,320 (農用地面積) 1,797 |
| | 陸前高田地域 (陸前高田市) | 陸前高田市のうち、都市計画法の用途地域及び国立公園の特別保護地区並びに農用地として利用できない規模の大きな森林を除く区域 | 総面積 3,749 (農用地面積) 1,701 |
| | 釜石地域 (釜石市) | 釜石市のうち、都市計画法の用途地域及び国立公園の特別保護地区並びに農用地として利用できない規模の大きな森林を除く区域 | 総面積 14,872 (農用地面積) 1,844 |

| 広域振興 圏名 | 指定予定 地域名 | 指定予定地域の範囲 | 指定予定 地域の規模(ha) |
|-------------|-----------------|------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| | 住田地域 (住田町) | 住田町のうち、農用地として利用できない規模の大きな森林を除く区域 | 総面積 7,007 (農用地面積) 1,651 |
| | 大槌地域 (大槌町) | 大槌町のうち、都市計画法の用途地域及び農用地として利用できない規模の大きな森林を除く区域 | 総面積 6,611 (農用地面積) 1,760 |
| | 山田地域 (山田町) | 山田町のうち、都市計画法の用途地域及び国立公園の特別保護地区並びに農用地として利用できない規模の大きな森林を除く区域 | 総面積 8,992 (農用地面積) 489 |
| | 岩泉地域 (岩泉町) | 岩泉町のうち、都市計画法の用途地域及び農用地として利用できない規模の大きな森林を除く区域 | 総面積 43,870 (農用地面積) 5,410 |
| | 田野畑地域 (田野畑村) | 田野畑村のうち、国立公園の特別保護地区及び農用地として利用できない規模の大きな森林を除く区域 | 総面積 12,430 (農用地面積) 1,291 |
| | 沿岸広域振興 圏合計 | | 総面積 148,512 (農用地面積) 20,208 |
| 県北広域 振興圏 | 久慈地域 (久慈市) | 久慈市のうち、都市計画法の用途地域及び臨港地区並びに農用地として利用できない規模の大きな森林を除く区域 | 総面積 23,793 (農用地面積) 3,637 |
| | 二戸地域 (二戸市) | 二戸市のうち、都市計画法の用途地域及び農用地として利用できない規模の大きな森林を除く区域 | 総面積 30,437 (農用地面積) 5,800 |
| | 普代地域 (普代村) | 普代村のうち、農用地として利用できない規模の大きな森林等を除く区域 | 総面積 2,514 (農用地面積) 305 |
| | 軽米地域 (軽米町) | 軽米町のうち、農用地として利用できない規模の大きな森林等を除く区域 | 総面積 21,092 (農用地面積) 3,333 |
| | 野田地域 (野田村) | 野田村のうち、都市計画法の用途地域及び農用地として利用できない規模の大きな森林等を除く区域 | 総面積 3,761 (農用地面積) 494 |
| | 九戸地域 (九戸村) | 九戸村のうち、農用地として利用できない規模の大きな森林を除く区域 | 総面積 8,749 (農用地面積) 1,818 |

| 広域振興 圏名 | 指定予定 地 域 名 | 指定予定地域の範囲 | 指定予定 地域の規模(ha) |
|------------|---------------|----------------------------------------------|--------------------------------------|
| | 洋野地域 (洋野町) | 洋野町のうち、港湾法の臨港地区及び農用地として利用できない規模の大きな森林等を除く区域 | 総面積 24,615 (農用地面積) 3,399 |
| | 一戸地域 (一戸町) | 一戸町のうち、都市計画法の用途地域及び農用地として利用できない規模の大きな森林を除く区域 | 総面積 21,072 (農用地面積) 3,789 |
| | 県北広域振興 圏合計 | | 総面積 136,033 (農用地面積) 22,575 |
| 県 計 | | | 総面積 746,749 (農用地面積) 178,969 |

注 指定予定地域の規模のうち、総面積及び農用地面積については令和5年12月末時点。

第3 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

食料供給基地としての生産基盤を強化するため、優良農地の確保や生産基盤の整備を進めるとともに、担い手への農地の集積・集約をより一層促進していく必要がある。

このため、優良農地の確保や効率的利用について地域の合意形成を促進し、水田の大区画化や排水改良など、生産コストの低減や畑作物等の生産拡大を図るほ場整備に加え、畦畔除去による区画拡大や暗渠排水など、簡易な基盤整備を推進する。

また、水利用の省力化や農作業の負担軽減に向け、自動給排水システムや自動操舵トラクタ等のスマート農業技術の実装が可能となるよう基盤整備を推進する。

さらに、農業水利施設を管理する土地改良区の体制強化及び施設管理の省力化とライフサイクルコストの低減を図る保全管理を推進する。

なお、これらの農業生産基盤の整備に関する施策は、原則として農用地区域を対象として行う。

2 広域振興圏別の構想

(1) 県央広域振興圏

ア 「田」の整備

(ア) スマート農業の実装が可能となるよう、水田の大区画化や用水路のパイプライン化、法面の緩傾斜化など、受益農家の意向を踏まえた基盤整備を進める。

(イ) 用水の安定供給と管理の省力化が可能な用水施設を整備するとともに、排水施設（暗渠排水を含む。）の整備による水田の汎用化を図る。

さらに、ダムや水路などの農業水利施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る保全管理を推進する。

(ウ) 中山間地域においては、地域特性に応じたきめ細かな基盤整備を推進する。

イ 「畑」の整備

(ア) 畑作物の品質の向上や高収益作物の生産拡大を図るため、かんがい施設の整備を推進する。

(イ) 農道の計画的な保全管理を促進するとともに、農業集落排水施設の集約・再編や効率的な運営管理を支援する。

(ウ) 田との混在が多い地域にあっては、田と一体となった整備を推進するとともに、担い手への農地の集積・集約化を進める。

(エ) 豊富な草資源の積極的な活用による酪農及び肉用牛経営の規模拡大を図るため、草地・飼料畑の計画的な造成・整備を進める。

ウ 「樹園地」の整備

労働生産性の向上のため、補助事業や園地情報データベース等を有効に活用し、老齢樹の改植や中山間地域等における水田への果樹の新植を推進するとともに、園内道の整備や傾斜の緩和、かん水施設の設置など園地条件の整備を進める。

エ 「採草放牧地」の整備

既存の採草放牧地について、利用条件の改善を図るため、草地の計画的な更新を進める。

(2) 県南広域振興圏

ア 「田」の整備

おおむね県央広域振興圏に準ずるが、特に平坦な地形を活用した大区画ほ場整備を推進する。

イ 「畑」の整備

県央広域振興圏に準ずる。

ウ 「樹園地」の整備

県央広域振興圏に準ずる。

エ 「採草放牧地」の整備

県央広域振興圏に準ずる。

(3) 沿岸広域振興圏

ア 「田」の整備

地域の立地特性に応じた秩序ある土地利用が形成されるよう、ほ場整備や用排水路整備を推進するとともに、農業機械の走行に必要な農道の幅員を確保する。

イ 「畑」の整備

県央広域振興圏に準ずる。

ウ 「樹園地」の整備

県央広域振興圏に準ずる。

エ 「採草放牧地」の整備

県央広域振興圏に準ずる。

(4) 県北広域振興圏

ア 「田」の整備

沿岸広域振興圏に準ずる。

イ 「畑」の整備

県央広域振興圏に準ずる。

ウ 「樹園地」の整備

県央広域振興圏に準ずる。

エ 「採草放牧地」の整備

県央広域振興圏に準ずる。

第4 農用地等の保全に関する事項

1 農用地等の保全の方向

(1) 被災した農地・農業用施設の復旧・整備

早期営農再開に向け、農地、農業用施設の復旧・整備を行う。

(2) 災害に強い農村づくり

台風等による被害が頻発する中、自然災害等に強い農山村づくりに向けて、農山村地域における防災対策、農林業の生産基盤の災害対応能力の強化などに取り組む。

(3) 農用地の保全と荒廃農地の発生防止、解消

荒廃農地の発生を防止するため、多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度による共同活動への支援、農村型地域運営組織（農村RMO）の形成を通じた農地保全の取組への支援、地域計画に基づく農地中間管理機構を通じた農業の担い手への農地利用の集積・集約化、農業生産基盤の効果的な活用、省力化作物の導入等を図るとともに、荒廃農地の解消を推進する。

(4) 土地改良施設の維持管理体制の強化

土地改良事業の進展に伴い、造成施設のストックが増大するとともに、施設の大規模化、高度化さらには利用の広範化が進んでおり、農村の混住化や高齢化により土地改良施設の適正な維持管理が困難になりつつある。

このため、今後とも土地改良施設の適正な維持管理を継続できるよう、公的支援の充実や管理技術の向上、管理体制の強化、多面的機能支払制度を活用した取組やアドプト活動*を支援するなど、維持管理の強化に努める。

※ アドプト活動

「アドプト」とは養子縁組の意。道路や水路等の公共施設の一部区域・区間を「養子」とみなして、住民・団体・企業等が里親となり、養子となった施設の一部区域（区間）を責任を持って保守管理していく制度。

2 農用地等の保全のための事業

(1) 農地防災施設の整備

ア ため池等の農業水利施設の防災機能強化とともに、流域治水の取組定着や田んぼダム*に係る地域住民の理解醸成など、地域の防災意識を高める活動を一体的に取り組む。

※ 田んぼダム

「田んぼダム」とは小さな穴の開いた調整板などの簡単な器具を水田の排水口に取り付けて流出量を抑えることで、水田の雨水貯留機能の強化を図り、周辺の農地・集落や下流域の浸水被害リスクの低減を図るもの。

イ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）で指定された地すべり防止区域において、農用地や農業用施設の地すべりによる被害を防止するための地すべり工事に取り組む。

ウ 東日本大震災津波で被災し復旧した農地海岸保全施設は、適切な維持・補修を行う。

エ 大雨や地震等による、ため池等の決壊などを未然に防止するため、ため池や農業用ダムの点検・調査を行い、保全対策が必要なものについては補修、更新等を行うほか、市町村が行うため池ハザードマップの作成支援などのソフト対策も併せて取り組む。

オ 農業水利施設の防災減災対策を進めるため、「維持更新計画」を踏まえ、老朽化が進行する施設の整備を計画的に推進する。

カ 「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」(令和2年法律第56号)に基づく県基本方針に沿って、劣化状況評価や耐震性評価を実施し、その結果を踏まえた対策工事を計画的に推進する。

(2) 農用地の保全と荒廃農地の発生防止、解消

ア 都市化の進展や農村の混住化による農業用水の汚濁を防止するため、用水路と排水路の分離や水源転換を進める。

イ 洪水から農用地の湛水被害を防止するため、排水機場や排水樋門、排水路等の整備を推進する。

ウ 農業生産基盤が未整備の地域において、地域のニーズに合わせたきめ細かな農業生産基盤の整備を進め、荒廃農地の発生防止、解消を図る。

エ 荒廃農地の解消に向けた整備を推進する。

(3) 土地改良施設の維持管理体制の強化

ア 土地改良施設の適正な維持管理により、食料の安定生産と多面的機能の発揮を図るため、公共性の高い農業用ダムや農業用排水施設、農道等の管理について公的支援の充実に努める。

イ 土地改良施設の適切な保全管理の推進と管理体制の充実に努めるため、農業水利施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る保全管理を推進するとともに、管理主体の運営基盤強化に向けた取組を促進する。

3 農用地等の保全のための活動

(1) 荒廃農地の発生防止、解消等

農地中間管理機構による農業の担い手に対する農地の集積・集約化の促進、地域コミュニティによる活動や生産条件が不利な中山間地域等における営農の継続に対する支援、省力化作物の導入による農地保全活動に対する支援、農地法に基づく遊休農地に関する措置、鳥獣被害を防止するための取組など荒廃農地の解消活動への支援に向けた基盤整備等を推進する。

(2) 荒廃農地の適切な保全管理への支援

中山間地域における荒廃農地の発生防止と優良農地の確保を図るため、長期的に営農の再開が見込めない荒廃農地を含む区域(保全管理区域)と、今後も営農を継続し土地の生産性向上を図る区域(生産区域)に区分し、それぞれに必要な整備を一体的に行う。

(3) 意欲と能力のある経営体への農地の集積・集約化

ア 地域の合意のもとに、それぞれの地域における農地利用調整活動を促進し、農地中間管理機構を通じた、意欲と能力のある経営体への農地の集積・集約化や連担化・団地化など、農地の効率的な利用を図る。

イ 地域計画に基づく農地中間管理事業の推進等により、農地の集積・集約化を促進するとともに、経営規模の拡大や効率化、多角化に向けた機械や施設の整備を推進する。

(4) 集落協定に基づく持続的な保全活動

中山間地域等において、荒廃農地の発生を防止し、農地の多面的機能を確保する観点から、継続的な農業生産活動等を行う農業者等に対して、中山間地域等直接支払制度により支援する。

第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向

農業従事者の減少や高齢化が進行する中であって、地域農業の核となる経営体の育成が重要であることから、多くの小規模・家族経営を中心とする集落営農組織等の法人化や経営規模の拡大、生産活動の効率化の推進、農地の集積・集約化等により経営基盤を強化する必要がある。

加えて、経済のグローバル化、食料安全保障への意識の高まりを踏まえ、環境負荷を低減する持続的な生産活動のもとで、生産性・市場性が高く、安全・安心で高品質な農畜産物を生産する産地づくりに向けた取組を進める。

また、市場ニーズに的確に対応した農畜産物の生産と、効率的で高収益な農業を実現するため、DXなど革新的な技術の開発・導入や、生産基盤の着実な整備等の取組を進める。

さらに、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づく農地中間管理事業の推進等により、農業の担い手に対する農地の集積・集約化を図る。

特に、意欲と能力のある経営体の育成については、水準の高い営農が展開できるような農業生産基盤整備の充実を図り、農地の集積・集約化や作業の受託等による経営規模の拡大を誘導し、経営の安定向上を図り認定農業者へ誘導するほか、地域農業をけん引する経営体を「リーディング経営体」として位置付け、その育成を図るため、経営の規模拡大や多角化など、経営発展段階に応じた取組を支援する。

また、農業内外からの新規就農希望者に対しては就農を支援し、地域農業の担い手として育成するとともに、土地利用の高度化の継続及び新規就農希望者の受け皿として期待されている農地所有適格法人の育成を推進する。

さらに、意欲と能力のある経営体を中心に小規模、兼業農家も参加し、かつ地域全体の生産力が最大限に発揮されるよう、地域内の合意に立脚した土地利用の高度化及び労働力・機械施設利用の効率化や、耕種農家と畜産農家との連携等による地力の維持増進を促進する。

2 広域振興圏別の構想

広域振興圏別における目指すべき営農類型と経営規模は次のとおりとする。

(1) 個別経営

標準的な家族経営を想定して、1経営体当たりの年間所得が630万円程度を確保できる経営（主たる従事者1人、配偶者又は後継者等の家族従事者は1人、主たる従事者の年間所得は460万円程度）とし、労働時間は、主たる従事者2,000時間、従たる従事者1,000～1,500時間として、これを超える場合には、雇用を取り入れる体系とする。

| 営農類型及び経営規模 | | 広域振興圏 | | | |
|------------|-----------------------------------------|-------|----|----|----|
| | | 県央 | 県南 | 沿岸 | 県北 |
| 1 | 水稲 15.0ha+小麦 8.0ha | ○ | ○ | | |
| 2 | 水稲 3.0ha+水稲作業受託 15.0ha+小麦 10.0ha | ○ | ○ | | ○ |
| 3 | 水稲 15.0ha+飼料用米 9.0ha | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 4 | 水稲 15.0ha+WCS稲 9.0ha | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 5 | 野菜 (トマト 0.55ha) | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 6 | 野菜 (きゅうり 0.65ha) | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 7 | 野菜 (ピーマン 0.8ha) | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 8 | 野菜 (ほうれんそう 1.1ha) | ○ | | ○ | ○ |
| 9 | 野菜 (キャベツ 10.0ha+だいこん 3.0ha) | ○ | | | ○ |
| 10 | 野菜 (キャベツ 10.0ha+ながいも 3.0ha) | ○ | | | ○ |
| 11 | 野菜 (レタス 10.0ha) | ○ | | | ○ |
| 12 | 菌茸 (菌床しいたけ 90 千玉) | | | | ○ |
| 13 | 花き (りんどう 1.0ha) | ○ | | | |
| 14 | 花き (りんどう 0.9ha+トルコギキョウ 0.1ha) | | ○ | ○ | ○ |
| 15 | 花き (小ぎく 2.0ha) | | ○ | ○ | |
| 16 | 果樹 (りんご 2.0ha) | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 17 | 果樹 (ぶどう 1.5ha) | ○ | ○ | | |
| 18 | 工芸作物 (葉たばこ 2.9ha) | ○ | ○ | | ○ |
| 19 | 酪農 (経産牛 60 頭) + 飼料作物 9.0ha + 牧草 10.0ha | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 20 | 肉用牛 (黒毛和種繁殖 30 頭 + 肥育 80 頭) + 牧草 2.0ha | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 21 | 肉用牛 (黒毛和種繁殖 50 頭) + 牧草 5.0ha | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 22 | 肉用牛 (黒毛和種肥育 100 頭) | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 23 | 肉用牛 (日本短角種繁殖 30 頭 + 肥育 80 頭) + 牧草 6.6ha | | | ○ | ○ |

(2) リーディング経営体

(1)の個別経営の年間所得目標を達成した経営体については、地域農業をけん引するリーディング経営体（年間所得おおむね 1,000 万円以上）へ育成する。

| 営農類型及び経営規模 | | 広域振興圏 | | | |
|------------|-------------------------|-------|----|----|----|
| | | 県央 | 県南 | 沿岸 | 県北 |
| 1 | 水稲 25.0ha+小麦 11.0ha | ○ | ○ | | ○ |
| 2 | 野菜 (トマト(環境制御技術) 1.2ha) | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 3 | 酪農 (経産牛 120 頭、飼料生産外部委託) | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 4 | 養豚 (繁殖雌豚 800 頭) | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 5 | 養鶏 (飼育羽数 100 千羽) | ○ | ○ | ○ | ○ |

(3) 集落型の農業法人(特定農業法人など)

主たる従事者 2 人が中心となり、30~40ha の営農規模で、集落営農の発展を目指す

す農業法人の営農類型とする。主たる従事者が、(1)で掲げる他産業並みの労働時間（年間 2,000 時間）で、地域他産業従事者と遜色ない生涯所得（年間所得 460 万円）に到達する体系とし、組織の構成員に対しては、作業従事に見合う賃金と借地料を支払うものとする。

| 営農類型及び経営規模 | | 広域振興圏 | | | |
|------------|----------------------------------------------|-------|----|----|----|
| | | 県央 | 県南 | 沿岸 | 県北 |
| 1 | 水稲 26.0ha+小麦 14.0ha | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 2 | 水稲 26.0ha+大豆 14.0ha | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 3 | 水稲 60.0ha+小麦 15.0ha+大豆 15.0ha+そば 7.0ha(2年3作) | ○ | ○ | | |
| 4 | 水稲 26.0ha+りんどう 2.0ha | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 5 | 水稲 26.0ha(スマート農業技術)+ばれいしょ 25.0ha | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 6 | 水稲 26.0ha(スマート農業技術)+たまねぎ 8.0ha | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 7 | 水稲 26.0ha(スマート農業技術)+ブロッコリー 3.0ha | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 8 | 水稲 30.0ha(スマート農業技術)+小麦 14.0ha | ○ | ○ | ○ | ○ |

(4) 新たに農業経営を営もうとする青年等

技術や経営能力の向上に要する期間や段階的な規模拡大の状況などを勘案して、就農 5 年後の農業経営の年間所得として、就業後間もない他産業従事者並みの 250 万円～290 万円を確保できる経営とする。

| 営農類型及び経営規模 | | 広域振興圏 | | | |
|------------|-------------------------|-------|----|----|----|
| | | 県央 | 県南 | 沿岸 | 県北 |
| 1 | 野菜(きゅうり 0.2ha、半促成+抑制裁培) | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 2 | 野菜(きゅうり 0.2ha、露地栽培) | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 3 | 野菜(トマト 0.2ha) | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 4 | 野菜(ミニトマト 0.12ha) | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 5 | 野菜(ピーマン 0.2ha) | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 6 | 野菜(ほうれんそう 0.4ha) | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 7 | 菌茸(菌床しいたけ 22 千玉) | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 8 | 花き(りんどう 0.38ha) | ○ | ○ | ○ | ○ |

第6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

本県においては、農地の貸借や農作業の受委託等により、意欲と能力のある経営体の経営規模の拡大を図るとともに、こうした農家を核として小規模・兼業農家も含めた生産の組織化を進めるなど、集落や数集落の範囲で、土地、労働力等の農業資源を高度に活用して最大の生産力を発揮する集落営農組織や法人化等を志向する経営体を育成することとしている。

こうした経営体による営農活動の支援及び県産農産物の販路の開拓・拡大と評価・信頼の向上、輸出促進など、農畜産物のブランド化の取組を進める必要があることから、生産施設をはじめ、流通加工施設の計画的な整備や情報の発信体制及び経営改善支援機能を構築する必要がある。

また、省力・高品質生産を目指す高性能農業機械の導入に当たっては、「岩手県高性能農業機械導入計画」を参考に、導入する者の農業経営、地域の農業構造等の実情に応じた導入方式による計画的な導入を推進し、機械の性能に応じた利用規模の確保による効率的利用を進め、生産性の向上及び生産コストの低減を図り、農業生産力と農業経営改善に寄与することを目標として行うものとする。

1 重点作物別の構想

(1) 稲作

持続可能な高品質・良食味米の安定生産と地域・世代を超えた評価・認知度向上に向け、多様なニーズに対応した生産・販売及び消費拡大による「全国トップクラスの米産地としての地位の確立」を図る。

このため、稲作機械の体系的な整備を促進するとともに、効率の高い生産体制を確立するため、乾燥調製貯蔵施設等の共同利用施設の計画的な再編集約・合理化を促進する。

(2) 野菜

食の多様化・洋風化に伴う嗜好の変化や加工・業務用需要の割合の増加、青果卸売市場における取引方法の変化などに対応し、産地が維持・発展していくため、「岩手県野菜生産振興計画」に基づき、作業の省力化に必要な機械の導入やパイプハウス等の団地的な整備等を促進するとともに、機械・施設の導入による経営規模の拡大、長期出荷作型の導入による単収や生産性の向上を図る。

(3) 果樹

本県の果樹経営体は5年間で約2割減少しており、栽培面積が減少傾向にあるほか、気候変動による温暖化の影響を受け、春先の生育の前進化に伴う凍霜害や、夏季の高温による着色不良等の障害が発生している状況にあることから、果樹の栽培面積や生産量の減少に歯止めをかけるため、「岩手県果樹農業振興計画」に基づき、園地継承による新規栽培者の確保・育成に加え、中山間地域等における傾斜緩和などの基盤整備や省力樹形の導入などによる労働生産性の高い園地の形成に取り組み、担い手の規模拡大を図るとともに、高温適応性の高い優良品種の開発や新改植の推進など、気候変動等への対応による安定生産の取組を進め、生産基盤を強化する。

(4) 花き

本県の主力品種であるりんどう・小ぎく等の産地力を強化していくためには、需要期を中心に需要に応える産地の体制強化、経営の規模の拡大や新規栽培者の確保・育成に取り組む必要があることから、「岩手県花き振興計画」に基づき、りんどうの需要に応じた品種選定、計画的な新改植及び自動選花機の導入による省力化を進めるとともに、小ぎくの定植機械や自走式防除機等を活用した機械化体系の導入による作業の省力化などにより、生産拡大を図る。

(5) 乳用牛

酪農経営の持続的な発展を図っていくためには、飼養規模の拡大や生産性の向上、家畜衛生対策等を進めていく必要がある。

このため、規模拡大を志向する生産者の牛舎等の施設の整備に加え、暑熱ストレスの軽減の取組支援のほか、飼料生産作業を受託するコントラクター等の体制強化、公共牧場の機能強化やコントラクターの省人化・無人化を推進する。

(6) 肉用牛

収益が高く持続的な肉用牛経営を実現するためには、飼養規模の拡大と生産性の向上を進めていく必要がある。

このため、規模拡大を志向する生産者の牛舎等の施設の整備、肉用繁殖雌牛の導入のほか、キャトルセンターや公共牧場など外部支援組織の体制強化に向け、施設の整備などを促進する。

(7) 中小家畜

一戸当たりの経営規模が大きく、地域経済を支える産業として重要な役割を担っており、更なる生産力の向上に取り組んでいくことが必要である。

このため、経営安定対策を継続するとともに、豚熱や高病原性鳥インフルエンザ等の発生防止に向けた農場への家畜衛生指導や、更なる規模拡大のための畜舎等の施設の整備、生産管理用機械等の導入を促進する。

(8) 地域特産作物

- ・ 雑穀について、実需者の評価が高く、作業の機械化が可能で多収な県オリジナルあわ品種「いわてあわこがね」の生産拡大に取り組むほか、収量性の高い、きび、たかきびの品種開発に取り組む。
- ・ 葉たばこ、ホップ等の地域特産作物について、生産者団体と連携しながら、省力的かつ高単収を実現する栽培体系の確立や生産性の向上に資する機械等の導入を促進する。

(9) 麦・大豆等

- ・ 麦については、実需者や関係機関と連携し、商品性の高い品種導入を進めるなど、需要に応じた生産を推進する。

また、暗渠の施工等の排水対策の徹底のほか、ドローンを活用した防除、高性能収穫機械の導入、「ナンブコムギ」から多収性・病害抵抗性に優れる品種「ナンブキラリ」への転換など、生産性向上の取組を推進する。

- ・ 大豆については、実需者や関係機関と連携し、用途に応じた品種の選択や品質の確保など、需要に応じた生産を推進する。

また、暗渠の施工等の排水対策の徹底のほか、播種適期内での遅まきやかん水

判定シートを活用した適時・適量のかん水など夏季の高温・干ばつ対策の実施、多収性・病害虫抵抗性に優れる品種「リョウユウ」や、高温に強い品種の導入の検討など、生産性向上の取組を推進する。

さらに、ドローンを活用した除草体系の導入や乾燥調製施設の整備など、省力化や品質向上の取組を推進する。

- ・ 飼料用米については、直播栽培等の省力技術や多収品種の導入拡大などにより、生産コストの低減や単収向上を図るとともに、保管施設の再編利用を促進する。

(10) 栽培きのこ

周年就労が可能な複合経営を確立するため、既存施設の効率的な活用と生産の組織化を進めながら、栽培きのこの導入・拡大を図る。

このため、周年安定生産を促進するために、規模拡大に向けた施設等の導入を推進する。

2 広域施設整備の構想

食料消費の質的变化や農産物流通形態の多様化と併せて、食の安全・安心に対する関心の高まりに対応するとともに、消費者等から信頼される産地形成のためには、安全・安心で品質の優れた農産物の安定的な生産や多様な販売戦略の展開を図るなどマーケティングを強化し、ブランドを確立する必要があることから、大消費地市場への定時定量定質出荷や広域分荷を促進するとともに、産地内流通にも対応できる広域集出荷施設や産地処理加工施設を整備する。

なお、施設整備に当たっては、食品の安全・安心の確保に十分留意する。

ア 米については、実需者・消費者の期待に応えられる高品質・良食味米の生産や県産米の安定取引と更なる販売拡大を図るため、乾燥調製貯蔵施設等の共同利用施設の計画的な再編集約・合理化を促進する。

イ 青果物・花きについては、働き方改革関連法の施行に対応するため、集荷・予冷施設等の確保や、出荷先の変更等による物流体制の構築を促進する。

ウ 畜産物流通施設のうち、飲用牛乳処理施設については、消費者の信頼に応える安全な牛乳・乳製品の供給を行うため、HACCP等の高度な衛生管理に対応した施設の整備や、消費者ニーズに応える乳製品の製造体制の強化を図る。

第7 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項

1 農業を担うべき者の育成及び確保のための取組の方向

本県の農業従事者の減少や高齢化が進行していることから、次代を担う新規就農者の確保・育成をより一層進めていく必要がある。

このため、関係機関・団体と連携した総合的な新規就農対策の推進、若い世代の就農意欲の喚起等に取り組む。

また、地域農業の核となる経営体を中心として、小規模・兼業農家など多くの経営体が生産活動に携わっており、こうした経営体が、将来にわたり、意欲をもって生産活動に取り組むことのできる環境を整備していくことが重要であることから、農業サービス事業体の活用促進、多様な農業人材とのマッチングの促進等に取り組む。

(1) 施設の整備状況

本県においては、農業を担うべき者の育成の中核機関として農業大学校を設置しており、学生に対する農業教育のほか、農業経営者や新規就農者に対する技術・知識の習得のための研修を行っている。

また、農業高校及び市町村等が設置する就農支援施設等により、地域の実情に応じた農業を担うべき者の育成も進められている。

(2) 施設の整備の基本的方向

農業を担うべき者の育成及び確保のためには、就農希望者や新規就農者さらには農業経営者に対する指導体制の充実、実践的な技術研修及び各種講座等の実施に必要な施設等が必要であることから、農業大学校の更なる機能強化を図る。

また、非農家から新たに農業に参入しようとする者は、住居・農地の確保、資金調達など幅広い課題を抱えていることが多いことから、市町村等関係機関・団体との連携のもと、受入体制の整備を進める。

2 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備

(1) 農業大学校の充実強化

農業を担うべき者の育成及び確保の中心的役割を担う機関としての機能強化のため、次のとおり教育内容及び関連施設等の充実を図る。

ア 多様な農業人材の確保・育成に向け、講義や実習など、教育内容の充実強化を図る。

イ 雇用就農希望者や県外からの就農希望者など、多様なニーズに応えられるよう研修内容を充実・強化し、研修者数の拡大を目指すとともに、農業経営者等の経営発展段階に対応した研修内容の高度化を進める。

ウ 農業大学校の魅力向上に向け、既存施設との集約化により、教育・研修機能に、新たな機能付加を検討する。

(2) 県内各地での受入体制整備

地域ごとに作成している「新規就農者確保・育成アクションプラン」に基づき、ワンストップ就農相談の実施、青年等就農計画の作成支援、認定新規就農者への誘導、新規就農者間の交流、地域への早期定着に向けたきめ細かなフォローアップなど、地域が主体となった新規就農者の確保・育成の取組を推進する。

3 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動

(1) 農業を担うべき者の育成及び確保の対策

農業を担うべき者の育成及び確保のためには、職業選択期から経営の自立に至るまで、発展段階に応じた継続的な支援が必要であることから、「新規就農者確保・育成アクションプラン」を地域ごとに見直し、その実践を通じて地域が主体となった新規就農者の確保・育成対策の取組を支援するほか、以下のような活動を展開する。

ア 職業としての農業選択期

農業大学校における小中学生の農業体験の受入れのほか、高校生等を対象とした農業法人の出前講座、高校・大学生等を対象とした農業法人への就職説明会やインターンシップなどに取り組む。

イ 技術習得期

農業大学校における研修のほか、先進農家等における実践研修の支援を行う。

ウ 経営開始期

経営開始に必要な農地、住宅、機械・施設等の営農条件整備を支援するため、関係機関・団体と連携し、農地、住宅情報を提供するとともに、国の新規就農者育成総合対策事業を活用した所得確保、初期投資に対する無利子又は低利の資金の利用促進及び借受後の経営指導などのアフターケアを行う。

エ 経営自立・発展期

新規就農者の経営の安定を図るため、就農から青年等就農計画の達成までの経営発展段階に応じた生産技術や経営ノウハウの習得、経営発展に必要な機械・施設の整備等の取組を支援する。

(2) 農業を担うべき者の就農機会の拡大

農地所有適格法人等の経営の多角化・高度化や農地の集積・集約化による経営規模の拡大等により雇用就業機会の拡大を促進する。

(3) 多様な農業を担うべき者の参入促進

就農相談の総合窓口となる「岩手県農業経営・就農支援センター」において、就農希望者への個別相談を実施するとともに、農業関係機関・団体と連携し、県内外での就農相談会の開催や移住・定住を含めた総合的な就農支援情報の全国発信などに取り組む。

第8 農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項

1 農業就業者の安定的な就業の促進の目標

農業労働力の減少・高齢化や新たな国際環境に対応し、地域農業の一層の発展を図るため、その中心的役割を担う意欲と能力のある経営体を早期に育成するとともに、規模縮小志向農家等の所得確保及び地域の定住条件の維持のための安定した他産業への就業機会を確保する必要がある。

特に、生産条件が不利な、中山間地域においては、小規模・家族経営や農業と別の仕事を組み合わせた「半農半X」などの地域を支える多様な生産者が、働きやすい就労の場を確保する必要がある。

このため、地域農業の核となる経営体の育成や農業の次代を担う意欲ある新規就農者の確保・育成を図るとともに、多様な農業人材の確保や女性農業者の活躍を促進する。

一方、不安定兼業従事者や農外就労を希望する農業従事者に対して、農地の流動化や農作業の委託を促進し、安心して農外就労ができる環境を整備するとともに、定住地域内での安定的な就業の場の創出を図ることが必要である。

2 農村地域における就業機会の確保のための構想

自然との共生や環境への負荷の低減を図りながら、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）等に基づき、産業を農村地域へ計画的に導入するとともに、生産組織や農業団体等による地域農畜産物等の付加価値を高める加工処理施設を整備する。

また、食と農に関わる多様な事業者が連携し地域資源を活用した農山漁村発イノベーション[※]の取組により、付加価値を高めながら消費までつないでいくバリューチェーンの構築を促進するとともに、その取組を実践する中核人材の育成に取り組む。

※農山漁村発イノベーション

6次産業化を発展させた、地域の文化・歴史や景観など農林水産物以外の多様な地域資源も活用し、多様な事業者が参画して新事業や付加価値を創出する取組。

第9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

1 生活環境施設の整備の必要性

農村は、農業生産の場であるとともに生活の場であることから、地域住民が魅力をもって定住できるよう、快適でやすらぎのある農村空間の形成を進める必要がある。

また、農村の活性化に当たっては、農業者を含む農村地域の住民が主体となり、農業だけでなく暮らしに関わる幅広い地域課題の解決に向け、地域内外の多様な主体の参画・協働の下で取組を行うことが重要である。

さらに、グリーン・ツーリズムによる交流人口の更なる拡大や、農村関係人口の創出・拡大を図る取組を強化することが必要である。

このため、自然との共生や環境への負荷の低減など環境の保全を図りながら田園や高原、水辺空間等の地域の特色ある農村景観の形成や、集落道、集落排水等の農業生産基盤の整備と一体的に基礎的な生活環境の整備を推進するとともに、地域内外の多様な主体に配慮した農村地域の総合的な整備を進める。

2 生活環境施設の整備の構想

(1) 生活環境施設の整備

生活排水の処理については、「いわて汚水処理ビジョン 2025」に基づき、地域の条件等に応じ、農業集落排水施設を整備するほか、公共下水道への接続や集落等への浄化槽等の導入を促進する。また、汚泥を肥料として農地に還元するなど資源循環に留意した整備を推進する。

(2) 美しい農村景観の維持・形成

ア 長い時代を経て培われてきた優れた農村生活環境（農業形態、資源、風土等）を再認識し、伝統的な地域空間を復活整備しながら近代化された生活様式と調和した美しい農村景観の形成を促進する。

イ 農業用の水利施設や近代化施設の整備に当たっては、岩手の景観の保全と創造に関する条例（平成5年岩手県条例第35号）に基づく景観の保全と創造に努めるとともに、水辺空間や緑景観との調和に配慮して進める。

ウ 農道や林道、集落排水施設等の整備による快適な生活環境づくりを促進する。

(3) 都市と農村との交流及びグリーン・ツーリズムの促進

ア グリーン・ツーリズムによる交流人口の更なる拡大に向け、人材の確保・育成を図るとともに、各地域協議会の受入活動の活性化に向けた支援や、広域連携による教育旅行、インバウンド等の受入体制の整備に取り組む。

イ 都市部にいながら農村に関わる形から、農村での仕事への関わりや継続的な訪問を経て、実際に生活の拠点を農村に移す形に至るまで、徐々に段階を追って農村への関わりを深めていくなど、農村関係人口の創出・拡大を図る取組を強化する。